



JI ACCIDENT &
FIRE INSURANCE
CO.,LTD.

海外学校旅行用

ジェイアイの 学校旅行保険

学校旅行総合保険[学校補償条項]
学校旅行総合保険[旅行参加者補償条項]

2010年4月
改定版

SUPPORT
YOUR
SCHOOL TRIP

引受保険会社

海外旅行保険のエキスパート
 ジェイアイ傷害火災
<http://www.jihoken.co.jp>

ご契約いただく学校旅行総合保険・学校補償条項の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象となる方(学校の設置者)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
学校緊急費用	旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により死亡が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合(ただし、旅行参加者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く教職員・親族にかかる費用は対象外です。) ②死亡したケガ、または責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けその後予定していた旅行が全く不可能となった場合 ③病気を原因とし責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した病気が原因で責任期間中に医師の治療を受けその後予定していた旅行が全く不可能となった場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いします。ただし、学校緊急対応費用保険金をもって責任期間中の支払いの限度とします。 ①捜索救助費用 ②以下に掲げる救護員・親族の現地派遣費用 ・現地までの航空運賃等の交通費 ・現地および現地までの行程における宿泊施設客室料 ・渡航手続費 ③被災者の法定相続人に対応した場合のホテリ・事務所等の応対施設設置費用 ④被災者の遺体輸送費または治療を継続中の被災者を現地から移送する費用(払戻しを受けた金額を差し引きします。) ⑤葬儀費用 ⑥教職員・親族の現地交通費・通信費・通訳雇入費、被災者の遺体処理費(1被災者につき合計20万円まで)	1.次の①～⑥のいずれかによって生じた事故 ①保険契約者、被保険者または被災者の故意または重大な過失 ②被災者のけんかや自殺・犯罪行為 ③被災者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用した運転 ④銃撃、革命などの事変 ⑤核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑥妊娠、出産、早産、流産または歯科疾病 2.原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ⑦旅行出発前に発病した病気に医師の治療を受けた場合は、学校緊急対応費用のお支払いはできません。
賠償責任	旅行の実施に起因して、責任期間中の偶然な事故によって他人にケガをさせた、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故につき賠償責任保険金を限度として、損害賠償金などをお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 【注1】 保険証券または保険契約証に自己負担額の記載がある場合には、1回の事故ごとに損害賠償金のうち、保険証券または保険契約証記載の自己負担額を超過した金額をお支払いできません。なお、当パフレッツ掲載の契約タイプの場合、自己負担額は1万円になります。 【注2】 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記「学校緊急対応費用」の保険金をお支払いできない主な場合1.の④、⑤により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の使用人が、その業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、統括の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
弔慰費用	旅行参加者が次のいずれかに該当した場合は、被保険者が旅行参加者の法定相続人に対して支払った弔慰金を、弔慰費用保険金としてお支払いします。ただし、被災者1名につき弔慰費用保険金額を支払うの限度とします。 ①責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中に感染した特定の感染症により死亡した場合 ③「責任期間」中に発病した病気が原因で「責任期間」終了後48時間以内に発病した病気が「責任期間」中に発生したものに限り、また、「責任期間」終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、「責任期間」終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けたものに限り。) ④「責任期間」中に感染した特定の感染症により「責任期間」終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合	1回の事故につき賠償責任保険金を限度として、損害賠償金などをお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 【注1】 保険証券または保険契約証に自己負担額の記載がある場合には、1回の事故ごとに損害賠償金のうち、保険証券または保険契約証記載の自己負担額を超過した金額をお支払いできません。なお、当パフレッツ掲載の契約タイプの場合、自己負担額は1万円になります。 【注2】 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記「学校緊急対応費用」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①～⑥に該当する場合に同じ

「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」および「感染症追加補償特約」がセットされています。

ご契約いただく学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象となる方(旅行参加者)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡	責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 ①後遺障害保険金をお支払いしている場合は、既に支払った後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑥のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者または被災者の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用した運転中の事故 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥銃撃、革命などの事変 ⑦核燃料物質による事故または放射能汚染 2.原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの
後遺障害(追加支払)	責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって責任期間中の支払いの限度(後遺障害保険金を追加してお支払いする場合は除きます。)とします。	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、③、④、⑤、⑥により発病した病気に加えて、 ・被保険者が発病したケガによる病状 ・妊娠、出産、早産、流産 ・歯科疾病
治療費用	既に後遺障害保険金をお支払いしており、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で、被保険者が生存している場合	既に支払った後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してお支払いします。	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、③、④、⑤、⑥により発病した病気に加えて、 ・被保険者が発病したケガによる病状 ・妊娠、出産、早産、流産 ・歯科疾病
治療費用	責任期間中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合	1回のケガ・病気につき、被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる次の金額を治療費用保険金額・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り。) ①診療費関係および入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず入院できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で療養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。) ②入院により必要となった被保険者の以下の費用(ただし、上記①の金額の10%または20万円のうち低い金額とします。) ・入院のための交通費、治療のために必要な通訳雇入費 ・滞り費、入院に必要な身の回り品購入費(3万円まで) ③保険金請求に必要な医師の診断書の費用 【注】 日本国内で治療を受け、健康保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、③、④、⑤、⑥により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・受託物に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、統括の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
疾病	①「責任期間」中に発病した病気が「責任期間」終了後72時間以内に発病した病気が「原因」が「責任期間」中に発生したものに限り、また、「責任期間」終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合 ②「責任期間」中に感染した特定の感染症により「責任期間」終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合 ③「責任期間」中に感染した特定の感染症により「責任期間」終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合	①「責任期間」中に発病した病気が「原因」が「責任期間」中に発生したものに限り、また、「責任期間」終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、「責任期間」終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けたものに限り。) ②「責任期間」中に感染した特定の感染症により「責任期間」終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、③、④、⑤、⑥により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・受託物に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、統括の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
死亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 ①「責任期間」中に病気に死亡した場合 ②「責任期間」中に感染した病気が「原因」が「責任期間」中に発生したものに限り、また、「責任期間」終了後72時間以内に発病した病気が「原因」が「責任期間」中に発生したものに限り、また、「責任期間」終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、「責任期間」終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けたものに限り。) ③「責任期間」中に感染した特定の感染症により「責任期間」終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合	1回のケガ・病気につき、被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる次の金額を治療費用保険金額・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り。) ①診療費関係および入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず入院できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で療養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。) ②入院により必要となった被保険者の以下の費用(ただし、上記①の金額の10%または20万円のうち低い金額とします。) ・入院のための交通費、治療のために必要な通訳雇入費 ・滞り費、入院に必要な身の回り品購入費(3万円まで) ③保険金請求に必要な医師の診断書の費用 【注】 日本国内で治療を受け、健康保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、③、④、⑤、⑥により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・受託物に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、統括の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
個別賠償責任	責任期間中の偶然な事故によって他人にケガをさせた、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ※宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産、賃貸業者より被保険者が直接借り入れた旅行用品を含みます。 【注】 被保険者が責任能力者の場合で、その責任能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 【注1】 保険証券または保険契約証に自己負担額の記載がある場合には、1回の事故ごとに損害賠償金のうち、保険証券または保険契約証記載の自己負担額を超過した金額をお支払いできません。なお、当パフレッツ掲載の契約タイプの場合、自己負担額は1万円になります。 【注2】 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、③、④、⑤、⑥により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・受託物に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、統括の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
救護者費用	被保険者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により死亡が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合(ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救護者にかかる費用は対象外です。) ②責任期間中の事故によるケガが原因で責任期間中に死亡した場合、または責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けその後予定していた旅行が全く不可能となった場合 ③病気を原因とし責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した病気が原因で責任期間中に医師の治療を受けその後予定していた旅行が全く不可能となった場合 【注】 救護者とは被保険者の捜索、看護等を行うために現地に赴く被保険者の法定相続人、親族、教職員等学校関係者を除きます。	保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が支出した費用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いします。ただし、その被保険者の救護者費用等保険金額をもって責任期間中の支払いの限度とします。 ①被保険者の捜索救助費用 ②以下に掲げる救護者の現地急行費用(被保険者1名につき2名分まで) ・現地までの航空運賃等の交通費(1往復分) ・現地および現地までの行程における宿泊施設客室料(救護者1名につき14日分まで) ・渡航手続費 ③以下に掲げる被保険者の法定相続人の国内連絡場所訪問費用(被保険者1名につき2名分まで) ・国内連絡場所までの航空運賃等の交通費(1往復分) ・国内連絡場所および国内連絡場所までの行程における宿泊施設客室料(訪問者1名につき14日分まで) ④被保険者の遺体輸送費または治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用(払戻しを受けた金額を差し引きします。) ⑤被保険者の帰宅費用(追加して支払った運賃) ⑥救護者の現地交通費・通信費・通訳雇入費、被保険者の遺体処理費(合計20万円まで)	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、③、④、⑤、⑥により生じた事故および2.に該当する場合に加え、 ・歯科疾病による生じた事故 【注】 旅行出発前に発病した病気に医師の治療を受けた場合は、救護者費用のお支払いはできません。

「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」および「感染症追加補償特約」がセットされています。

*印の用語のご説明(旅行参加者補償条項、学校補償条項共通)

- 「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、旅行参加者が住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害をいいます(ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)
- 「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コングジウイルス症、デング熱、顎口虫(かつこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、タニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
- 「被災者」とは、学校緊急対応費用または弔慰費用において、「保険金をお支払する場合」に該当した旅行参加者をいいます。

お申込みにあたって

このパンフレットは学校旅行総合保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」もよくお読みください。また、詳しくは学校旅行総合保険のしおり(学校旅行総合保険普通約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問合わせください。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社



取扱代理店

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 <http://www.jihoken.co.jp>

この保険に関するお問合せは右記取扱代理店または下記へ

お客様専用フリーダイヤル:0120-877-030

一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。

受付時間:平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

5944058 (J09C380) 10M (宋) 2010年2月作成

学校旅行総合保険 [学校補償条項]

- ◎ご契約者 学校
- ◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行
※右記の注意をご確認ください。
- ◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで
- ◎加入単位 参加者全員 (添乗員は除きます)
※下記注2をご参照ください。

⚠️ ご注意

学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、次の学校です。学校教育法に定める小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、大学院、短大、専修学校、各種学校および幼稚園ならびに児童福祉法に定める保育所に限られます。

こんな時、保険金をお支払いします

学校緊急対応費用

旅行参加者に万一のことがあった場合、学校が負担する応対施設の借上費用、教員・家族の方の現地への派遣費用などをお支払いします。



賠償責任

海外旅行中の学校の不注意による事故に起因して、児童・生徒もしくは第三者の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の損害賠償責任を負担した場合、学校が負担した損害賠償金をお支払いします。



弔慰費用

海外旅行中に万一旅行参加者の方が死亡された場合には、学校が旅行参加者の法定相続人に対して支払う弔慰費用をお支払いします。

こんなときの保険金はお支払いできません!

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- …など

詳しくは「ご契約いただく学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

ご契約タイプ		1	2	3	
保険金額(契約金額)	学校緊急対応費用	200万円	300万円	500万円	
	賠償責任 (自己負担額10,000円)	身体障害	1名 5,000万円 1事故 10億円		
		財物損壊	1事故 5,000万円		
	弔慰費用(1名あたり)	50万円			
保険期間(保険のご契約期間) / 合計保険料	3日間(3泊4日)	70円	91円	134円	
	4日間(4泊5日)	77円	101円	149円	
	5日間(5泊6日)	83円	110円	163円	
	6日間(6泊7日)	90円	119円	178円	
	7日間(7泊8日)	97円	129円	193円	
	8日間(8泊9日)	105円	139円	208円	
	9日間(9泊10日)	111円	148円	222円	
	10日間(10泊11日)	119円	159円	238円	
	11日間(11泊12日)	126円	168円	253円	

- 注1:「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」、「感染症追加補償特約」がセットされています。
 注2:海外学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただけます。
 注3:旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。
 注4:学校旅行総合保険1契約(旅行参加者補償条項・学校補償条項合算)の最低保険料は1,000円です。
 注5:上表に掲載のない期間の保険料についてはお申出ください。
 注6:お支払い項目(補償項目)によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。
 ●お申込みの際には、参加者全員(添乗員は除きます)の名簿をご提出ください。
 ●ご契約の際は、「ご契約いただく学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

学校旅行総合保険 [旅行参加者補償条項]

- ◎ご契約者 学校
- ◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行
※右記の注意をご確認ください。
- ◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで
- ◎加入単位 参加者全員 (添乗員は除きます)
※下記注2をご参照ください。

⚠️ ご注意

学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、次の学校です。学校教育法に定める小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、大学院、短大、専修学校、各種学校および幼稚園ならびに児童福祉法に定める保育所に限られます。

こんな時、保険金をお支払いします

傷害

海外旅行中の事故で死亡された場合や、医師の治療・手術を受けられた場合。



海外では賠償意識が大きく異なります。事故にあっても十分な補償をしてもらえないケースもあります。交通事故にあつて死亡した事例では、損害賠償金額が約80万円ということもありました。

個人賠償責任

誤ってお店の商品をこわしてしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合。



ショッピング中にあやまって陳列品を壊して20万円。ホテルのバルコニーから物を落とし、通行中の人にケガをさせて3,000万円請求されたなど、旅行中のちょっとした気のゆるみから、損害賠償事故は起こります。

こんなときの保険金はお支払いできません!

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 旅行開始前に発病した病気の治療費
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- …など

詳しくは「ご契約いただく学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

疾病

海外旅行中に発病した病気により死亡された場合や、医師の治療・手術を受けられた場合。



海外での治療費用は高いもの。かぜの治療費用だけで1万円以上かかることも珍しくありません。ニューヨークで、盲腸の手術、1週間入院した事例では、約200万円もかかりました。

救済者費用

海外旅行中の入院等で保護者の方が現地に駆けつける場合。



海外で参加者が事故にあった場合、保護者の方々は、一刻も早く現地に駆けつけたいもの。その航空券代、現地での宿泊代で数百万円はすぐにかかってしまいます。

ご契約タイプ一覧表

		東南アジア方面用 (中国・韓国・台湾・香港・シンガポール)			欧米・オセアニア方面用 (グアム・ハワイ・アメリカ・ヨーロッパ・オーストラリア)		
ご契約タイプ		1	2	3	4	5	6
保険金額(契約金額)	死亡・後遺障害(※)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	治療費用	300万円	300万円	300万円	500万円	500万円	500万円
	死亡	1,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円
	治療費用	300万円	300万円	300万円	500万円	500万円	500万円
	個人賠償責任(自己負担額0円)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
救済者費用	200万円	200万円	200万円	300万円	300万円	300万円	
保険期間(保険のご契約期間) / 合計保険料	3日間(3泊4日)	657円	926円	1,267円	856円	1,125円	1,466円
	4日間(4泊5日)	730円	1,032円	1,407円	952円	1,254円	1,629円
	5日間(5泊6日)	802円	1,137円	1,546円	1,049円	1,384円	1,793円
	6日間(6泊7日)	874円	1,242円	1,685円	1,144円	1,512円	1,955円
	7日間(7泊8日)	946円	1,347円	1,824円	1,241円	1,642円	2,119円
	8日間(8泊9日)	1,019円	1,453円	1,964円	1,337円	1,771円	2,282円
	9日間(9泊10日)	1,091円	1,558円	2,103円	1,434円	1,901円	2,446円
	10日間(10泊11日)				1,531円	2,031円	2,610円
	11日間(11泊12日)				1,627円	2,160円	2,773円

- 注1:「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」、「感染症追加補償特約」がセットされています。
 注2:海外学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただけます。
 注3:旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。
 注4:死亡・後遺障害の保険金額のお引受け限度額は3,000万円です。
 注5:学校旅行総合保険1契約(旅行参加者補償条項・学校補償条項合算)の最低保険料は1,000円です。
 注6:上表に掲載のない期間の保険料についてはお申出ください。
 注7:お支払い項目(補償項目)によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。
 ●お申込みの際には、参加者全員(添乗員は除きます)の名簿をご提出ください。
 ●ご契約の際は、「ご契約いただく学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

(※)「後遺障害追加支払」が含まれています。(後遺障害保険金をお支払いしている場合で、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、お支払いした後遺障害保険金の50%に相当する額を追加してお支払いするものです。)